平成二十八年七月二十一日
事務所千葉市中央区中央三—九—九エレル
千葉中央ビル五F　プライム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月二十四日開催の評議員会及び理事会の決議により平成二十八年三月三十一日静岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

静岡県掛川市本郷六二三—一
学校法人安里学園こども広場あんり幼稚園部
代表清算人　豊田　勝義

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年二月十九日千葉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

千葉県銚子市長山町二〇七八番地
銚子市長山土地改良区
代表清算人　小林　薫

第十二期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部	
流動資産	二四、四四〇、五三八
固定資産	七九、二一三
資産合計	二四、五一九、七五一
負債及び正味財産の部	
流動負債	五、〇六四、一二九
正味財産	一九、四五五、六二二
（うち当期正味財産増加額）	（六、二一四、四三六）
負債及び正味財産合計	二四、五一九、七五一

平成二十八年六月二十七日

大阪市中央区天満橋京町一番一号
特定非営利活動法人大阪水上安全協会
理事　久ノ坪宏司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中一丁目四一番地、最後の住所東京都台東区三ノ輪一丁目二七番一一号台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪

被相続人　亡　小沼　教子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所東京都江東区東陽二—四—二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市北一色六丁目四番、最後の住所岐阜市北一色六丁目四番一—三〇四号キャッスルハイツ北一色Ⅱ

被相続人　亡　森　大祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

岐阜市美江寺町一丁目四番地白木ビル四階
辻法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市坂部が丘四丁目一番地二、最後の住所岐阜県大垣市東前一丁目六番地ロフティ・バリエ大垣三〇二号室

被相続人　亡　森　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地パサージュ大垣二〇三号室
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街ほ九八六番地一一、最後の住所千葉県八街市八街ほ九八六番地一一

被相続人　亡　藤井　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市宮川町一丁目三四番地一、最後の住所静岡県伊東市瓶山一丁目七番一三号

被相続人　亡　島屋敷勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

静岡県沼津市御幸町一八番一三号平澤ビル三階　駿河綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市玖珂町五三五六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤岡　克實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

山口県岩国市周東町下久原五八九番地六
相続財産管理人　宮本　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町二二二八番地一、最後の住所鹿児島市坂之上六丁目二〇番七号

被相続人　亡　山口　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所　鹿児島市照国町一三番一九号　神川第二ビル三階　弁護士法人下村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　下村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市牧志三丁目一〇番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町一丁目六一番地二　ジンテーゼ城北二—B

被相続人　亡　饒平名知俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

沖縄県那覇市天久二丁目一番九号　がんじゅうで～ビル三階
相続財産管理人　弁護士　折井　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区内代町二丁目六番地、最後の住所沖縄県糸満市潮崎町二丁目一番地の一二　Ｓｏｕｔｈ　ｋ二〇一号

被相続人　亡　佐々木忠満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

沖縄県那覇市久茂地一丁目二番二〇号ＯＴＶ国和プラザ八〇五
相続財産管理人　弁護士　伊東幸太朗

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月二十一日

宮城県登米市中田町上沼字北桜場八六番地
和賀仙人鉱山株式会社
代表取締役　佐藤　琢哉

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所		株式の種類及び数
高見　二郎	東京都千代田区神田須田町一—一三〇	普通株式　五〇株
小林禎次郎	東京都世田谷区下馬町二—一一四	普通株式　三〇株
北沢福太郎	東京都武蔵野市吉祥寺東町四一	普通株式　二〇株
板垣　政治	北海道函館市松陰町一二—一	普通株式　一〇株
羽江　優司	東京都世田谷区新町二—二〇—六	普通株式　一〇株